

令和元年6月定例会 常任委員会

総務委員会

委員長名	山田平四郎
委員会開催日	令和元年6月28日(金)、7月1日(月)
所属委員	[副委員長] 高宮 光敏 [委員] 三瓶正栄 吉田英策 丹治智幸 高野光二 高橋秀樹 長尾トモ子 満山喜一 佐藤憲保



山田平四郎委員長

(1) 知事提出議案：可 決…10件
：承認…1件

※[知事提出議案はこちら\[PDF\]](#)

(2) 議員提出議案：否 決…10件

※[議員提出議案はこちら\[PDF\]](#)

(3) 請 願：不採択…7件

※[請願はこちら](#)

(6月28日(金) 総務部)

吉田英策委員

県の障がい者雇用に関してはこれまでも質問してきたが、今年度の知事部局の障がい者雇用の実態は、法定雇用率をクリアしているか。

人事課長

基準日である6月1日における今年度の職員の法定雇用率については、現在、障害者手帳の保有状況を確認中だが、達成できる見込みである。

吉田英策委員

達成できるとのことだが、その分母によって数字は動くため、年度途中での休職や退職によって達成が不可能になる可能性もある。それに対応するために、年度途中の採用もあり得るとの考えか。

人事課長

年度途中の採用について、採用形態にこだわらなければ障がい者の雇用を排除するものではなく、例えば臨時補助員や嘱託という形態で採用される可能性はあるが、障がい者を対象とした採用試験は定期的なものになる。

吉田英策委員

障がい者雇用については国でもなかなか達成できず、枠自体を変更するとの報道もある。そうになると、障がい者雇用の機会が少なくなることも心配になるが、国に対しても枠を縮小しないこと、障がい者の雇用機会をふやすとの立場で採用することを申し入れてほしいが、考えを聞く。

人事課長

障がい者の雇用について積極的に取り組んでいく。

吉田英策委員

一般質問でも質問したが、会計年度任用職員制度について聞く。

県の答弁では、現在制度設計を進めているとのことであったが、2020年4月から実施される制度概要を聞く。

人事課長

現在の雇用形態では、地方公務員法が適用されるかどうかで特別職と一般職に分かれており、特別職の非常勤職員、一般職の臨時的任用職員、一般職の非常勤職員の3つの区分で雇用することになる。

吉田英策委員

臨時職も一般職もその対応に差別を設けないとの趣旨で法改正が行われると理解している。そのため、待遇差や格差をつくらない、正規職員と同じ仕事であれば臨時職員であっても同じ待遇にすべきとの趣旨でこの制度が始まったと思うが、そのような趣旨でよいか。

人事課長

地方公務員法の改正の趣旨にのっとった制定を考えており、そのあたりは十分考慮したい。

吉田英策委員

会計年度任用職員制度の対象職員は何人か。

人事課長

今年度の4月1日現在で約1,700人である。

吉田英策委員

法の趣旨に沿って差別を生まないよう進めてほしい。1,700人は大きな数であるため、職員が働きやすい職場となるよう願う。

丹治智幸委員

人事課長に聞く。昨年、年度途中で障がい者が雇用されていると思う。精神障がいまで間口を広げたと思うが、現在の業務と職場の環境整備の工夫を聞く。

人事課長

今年度の5月末現在で、知的障がい者については危機管理部と農林水産部で雇用しており、簡単なデータ入力作業や文書の整理整頓等を行っている。精神障がい者については保健福祉部と商工労働部で雇用しており、同じくデータ入力作業、文書の整理整頓と文書収発等を行っている。

丹治智幸委員

職場で働いてもらう際、さまざまなサポートを行っていると思うが、環境を整える際に工夫した点を聞く。

人事課長

工夫した点は、実際に従事してもらう業務の洗い出しと、受け入れ態勢でいえば、専門家の職員はいないため、つきっきりではないものの指導する職員が教えながら職場になれてもらっている点だと思う。

(6月28日(金) 危機管理部)

吉田英策委員

トリチウム水の海洋放出について、以前経済産業省の小委員会でタンクでの長期保管も選択肢に加えるとの議論があったが、その議論が今どうなっているかを聞く。

タンク保管が必要との議論は小委員会でも進んでいるが、東京電力では2021年までしかタンクをつくる計画がなく、タ

ンク保管を選択肢の一つに加えても、それ以上のタンクがない状況である。そのため、タンク保管を選択肢に加えると同時に、タンクを増設することも議論の一つに加えなければ何の意味もない。タンク保管は選択肢に入ったものの、タンク増設について県は東京電力に対してどのように求めているのか。

原子力安全対策課長

タンクでの長期保管に係る議論については、昨年8月末に小委員会が開いた公聴会の中で、大型タンクによる長期保管も議論の選択肢に含めるべきとの意見が出された。これを受けて、資源エネルギー庁開催の小委員会でも議論され、それまでの5つの処分方法に加え、長期保管も議論することになった。

昨年の公聴会以降、小委員会は開催されているものの、現時点で長期保管の項目は議論されておらず、今のところ公聴会で出た意見についての議論が進められているが、今後行われるものと思う。

タンク設置計画については、指摘のとおり137万tまで処理水を保管するための計画を東京電力で既に設けている。ただ、トリチウム水が何らかの形で処分されるのか、長期的に保管されるのかという議論もあり、小委員会での議論を見据えながら東京電力が判断するものと考えているため、県としては小委員会、国及び東京電力に対し、きちんと議論を進めるよう申し入れている。

吉田英策委員

県漁連もそうだが、全漁連の常務理事も6月上旬にマスコミのインタビューに対し海洋放出は反対だと改めて表明しており、福島の漁業の風評や復興の問題に大きくかかわる。タンク保管の継続を申し入れるのは当然だが、容量がなければ物理的に難しいため、タンク増設を国や東京電力に求めるとの立場が必要だと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

タンクの設置計画については、小委員会で見られる結論に合わせ、東京電力でしっかり対策をとるものと考えており、県としては小委員会に対して環境や風評への影響などを丁寧に説明し、国の責任において議論するよう申し入れている。議論の結果については、当然それに見合った対応がなされていくと考えている。

吉田英策委員

ぜひタンク増設も求めてほしい。

リアルタイム線量測定システムについて、原子力規制委員会で当面存続するとのことだが、当面とはいつまでかが大きな問題である。原子力規制委員会は除去土壌の搬出が終わるまでと言っており、環境省では2021年には終わり、リアルタイム線量測定システムは再配置するとのことである。今が2019年であるから、あと2年もすると再配置、再配置と言え言葉はよいが、要するにほとんどのところを撤去するだろうと理解している。とすれば、当面存続とはどういうことか、規制委員会が約3,000台ある測定システムの再配置の計画をどのように考えているのか聞く。

放射線監視室長

当面がいつまでかについては、国から明確に示されていない。現在、除去土壌がまだ都市部を含めて相当量残っており、少なくともこれを完全に運び終わるまでは動きはないのではないかと感触を国とのやりとりの中で受けているが、終わり次第始めるのか、あるいは輸送工程を見ながら途中から検討を始めるのかなど、具体的な話は今のところ一切ない状況である。

また、除去土壌の輸送が完了した後の測定システムの再配置についても、再配置するのか、あるいは避難地域に移して活用するのかなど具体的な話はない。ただ今回、5月29日の原子力規制委員会において示された内容では、再配置を検討するエリアを限定している。具体的には、狭いエリアに集中的に配置されているものについては、関係市町村の理解を得ながら今後検討するとのことであるため、平成30年2月に原子力規制委員会において決定された中通りや会津の線量が低いものは全て再配置対象ということではない。何m四方に何台の場合に対象となるとの決めはないものの、都市部で50～100m四方に複数個あるようなものについては、関係者の意見を聞きながらある程度の整理をすると思うが、具体的な範

困、開始時期や基準などは示されていないため、妥当性を検討しながら必要かつ十分な条件を満たすよう国に求めていく。

吉田英策委員

この測定システムについてはさまざまな団体から、特に小さな子供を持つ母親からも撤去反対との申し入れを受けており、県は国に対し撤去すべきではないと求めるべきだと思う。さらに、地域住民の意向を十分に踏まえ理解を得ながら丁寧に進めるという受け身ではなく、撤去するなという県としての立場が必要だと思うので、国に対して強く申し入れを行ってほしい。

放射線監視室長

当面全ての数を存続させるべきとの話だが、当該市町村や住民の状況によりいろいろな要求があると思われるため、市町村や住民の意見を聞き、コンセンサスを得た上で進めていくよう国に要求していく。

吉田英策委員

一般質問において知事に対し、県の津波想定区域の公表について、県がこのような津波を想定しているので、東京電力に対してそれに基づく対策をとるよう申し入れるべきではないかと質問した。知事の答弁の確認も含めて聞かされたが、県が作成したマップでは大熊海岸の津波を21.8mと想定しているところ、東京電力は25mと想定しているとの答弁だと理解した。そうであれば、現在東京電力が津波対策として発表している11mの防潮堤、ポンプや電源車を高台に配置する、開口部の密閉度を高める、汚染水を抜き取りをするので浸水があっても拡散しないという内容について、25mの津波を想定しながらこれだけの対策で果たして十分かどうか、県としてどのように考えるのか。

原子力安全対策課長

現在、東京電力では約25mの津波を想定した対策をとっている。この25mは、東京電力で東日本大震災クラスの地震が起きた場合に、最悪の想定で考えられる津波の高さを計算したものである。

これに対する対策として守らなければならないのは、現在行われている第一原発の廃炉が継続して行われること、後戻りしないこと、危険が外に及ばないことだと考えている。そのため、津波によって浸水しても、建屋の中にある汚染水が引き波で持っていかれないように密閉性を高めたり、汚染水を抜き取るなどしている。

また冷却機能の重要さは当然のことであるため、ポンプ車や電源車を高台に置いて津波から避ける対策をとっている。

防潮堤については現在11mとしているが、これは千島海溝地震の切迫性が高いことから、危険回避のため千島海溝地震による津波にたえられる防潮堤をつくっており、来年度の上期にはその機能が発揮できるよう取り組んでいる。

これらを重ね、第一原発の廃炉に影響を与えないような対策を東京電力でとっているため、県としてもそれらが維持されるよう確認していく。

吉田英策委員

県の想定している高さが21.8m、東京電力の想定が25mで、実際の防潮堤の高さが11mと半分以下であるため、果たしてこれで大丈夫かと多くの県民が不安に思っていると思う。県がつくった津波の想定は県の英知を結集した想定であるから、東京電力に対し、県の想定に基づいた津波対策を行うよう申し入れるべきと考えるが、そのようなやりとりはあるのか。

8年前の津波では東京電力が対策をとらずにあのような大惨事になった。津波が起こることは防げないが、対策によって被害を食い止めることはできるから、県の英知の結集である津波想定をもとにした津波対策を行うよう申し入れてほしい。

原子力安全対策課長

県が先ごろ発表した津波想定浸水の中では、指摘のとおり大熊海岸において21.8mの津波の高さを想定している。

それに関する対策であるが、県としても津波対策は重要と考えており確認している。その上で、東京電力は25mの津波を想定した対策を講じている。切迫性の高い部分は、来年度の上期には防潮堤の形で効果をあらわすとのことである。

さらにそれだけでなく、25mを想定しているのであれば、第一原発の廃炉作業に影響や危険を与えることのないよう、11mの防潮堤だけで満足することなくしっかりと津波対策をとるよう繰り返し申し入れている。

(7月 1日 (月) 人事委員会)

吉田英策委員

職種別民間給与実態調査を県内187事業所を対象に行ったとのことだが、この187事業所の選定基準について、どのような職種から選定するのか、調査のたびに事業所数や選定先を変えているのか。

採用給与課長

民間給与実態調査の選出基準については、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の、ことしだと県内851事業所の中から事業規模、産業の種別、本社であるとか工場であるとかの組織、それらを考慮して15の層に分類した上で、各層に偏りが生じないよう無作為に187事業所を抽出している。この抽出作業は国の人事院が全国分を一括して行っている。

事業所数の算出も人事院で行っており、例年、母数の851は若干前後するが、それに合わせた抽出の180内外については大体同じ規模で実施している。

吉田英策委員

福島に本社機能があるとか、東京や中央に本社機能があって福島に支店があるという組織の比率はどうなっているか。

採用給与課長

本社とそれ以外の支店、営業所、工場で幾つか分かれるが、187のうち約40が本社機能を有するところ、それ以外は支店、営業所、工場である。

吉田英策委員

警察や行政職員の採用に当たって、何人程度と表現しているが、定数によって採用数が変わるため、そのような意味で何人程度としているのか。

採用給与課長

程度との表現については、年度初めに欠員や業務の状況を見て採用予定数を公表しているが、年度途中で退職者が見込みより多くなるなど若干の前後があるため、それらを踏まえて程度として幅を持たせている。

高野光二委員

県職員の採用について聞く。毎年の職員の不祥事に対し、県としては綱紀粛正に努めるとの答弁があり、職員の資質向上も含めて取り組んでいると思う。採用の際の選択肢としては、学力だけでなく人間性なり資質についても面接の中で評価していると思うが、今までの反省を踏まえ、どういうところに重点を置いて採用するのか見直した点があれば聞く。

採用給与課長

職員の採用については不祥事等の対応を踏まえたものであるが、平成29年度により人物を重視した採用候補者試験とするため、2次試験で実施している個別面接を1回から2回にふやし、なおかつ2次試験の配点をより高くする見直しを行い、29、30年度と実施している。

今年度については、2次試験の配点は変わらないが、1次試験の配点を少し低くしたことにより相対的に2次試験の配点が上がり、より面接重視の見直しを進めている。

(7月 1日 (月) 出納局)

吉田英策委員

会計事務の不正が多いとの印象がある。会計事務の適正執行のために現場での確認を重視して行うとのことだが、具体

的な方法を聞く。

審査課長

財務事務検査は財務規則に規定されており、会計管理者が実施するものである。当局では通常の審査は書面により行うが、財務事務検査は執行機関の現場において書面で確認できない点を確認している。その際に重要なのは、管理監督者がしっかり内容をチェックしているかである。例えば請求書が来ているにもかかわらず起票していないといった場合に、管理者がスケジュールを管理し、担当者に声かけなどの注意喚起をしていくことが大切だと考えている。そういった点も現場で管理監督者に確認し、どのようなスケジュール管理をしているかの点検や指導にも取り組んでいる。

吉田英策委員

日常業務の中で緊張感を持った作業が求められると思うが、こういった現場での確認は抜き打ちで行われるのか。

審査課長

財務事務検査は事前に通告し、あらかじめ検査対象機関に自己点検表を作成させる。検査では、各所属の管理者に点検表の項目を抽出して突っ込んだ聞き取りを行い、答えに詰まるなど点検が形骸化していると思われる場合は、しっかり取り組むよう指導し、緊張感を持った検査を行っている。

高野光二委員

一般的事項なので大きな視点で聞く。

質問したい案件の所管は土木委員会だと思うが、トンネル工事で8億円の増額見直しがあった。委員会では十分な説明がなく納得いかないとの話も聞いたが、土木委員会のことであるためここでの質問にはならないものの、県が発注する工事が適切かつ品質を損なわないよう試算し、公告して発注する。その上で、土木部の例で言えば8億円の増額は予算額からすればかなりの割合の増額であるが、それはコンクリートの打設が多くなったためとの説明であったようである。しかし基本的にはそれらを積算した上で予算を決めているはずなのに、復興事業の中では、実際工事を進めたところ数億円から10数億円の補正予算を組まざるを得なかったとの事例が私の地元でも多数あった。本来はこの予算で入札するのだからその中で事業執行して完成させるべきだが、どういう経過を経て増額になるのか、わかりやすい説明を求める。

山田平四郎委員長

それは出納局の問題ではないと思うが、どうか。

高野光二委員

工事検査課は、実際に工事が適正に行われたことを検査するのか。発注するからには管理する立場でもある。このような経過により増額を認めるとの仕組みがあつて当然だと思う。そのあたりを説明願う。

山田平四郎委員長

工事検査の仕組みということでよいか。

高野光二委員

幅広く捉えればそういうことになる。

工事検査課長

工事検査課では、発注者の設計図書、図面、仕様書に基づき、適正にそのとおりのものが現場でできているかを確認する。その前段の内容についての権限はない。

委員指摘のとおり、増額が非常に大きなものも多々あるが、一般に土木工事は掘ってみないとわからない部分もあるため、当初の設計のとおりででき上がることは極めてまれで、少なからず変更が出てくると認識している。

高野光二委員

ここは深く議論する部署でないため結構である。

(7月 1日 (月) 監査委員会)

吉田英策委員

監査は税金が適正に執行されているかを確認する大変な仕事だと思う。事務局長の報告では平成30年度調査で適正を欠く事務がこれだけあるが、ここ数年の傾向としてはふえているのか、減っているのか。適正を欠く事務がゼロになるのが理想だが、減らないことに対してどのように考えるか。

普通会計監査課長

指摘等の概要について説明する。平成30年度の調査は28～30年度の会計に係る監査を実施している。その結果は、指摘事項18件、指導事項64件、検討事項2件の合計84件であった。状況としては、29年度調査では、指摘、指導、検討事項の合計が35件、28年度調査では62件で、29年度調査では28年度より数は減ったが、30年度調査では結果的に28年度調査ベースを超えて指摘、指導等を行う状況になっている。

原因の分析は難しいが、基準を理解せず前任者の誤ったやり方を踏襲しているケースや管理者が本来行うべきチェックが十分機能していないケースがふえている。

要因としては、最近新規採用者が非常にふえているが、現場自体も疲弊している部分もあり、指導等が十分にできていないと思われ、管理職がその分を補うことが困難なケースが多いのではないかと見ている。

そのような観点から昨年度84件の指摘、指導等を行い、単に間違いを指摘するだけでなく、各機関に原因を具体的に分析してもらった上で実効性のある対策をとるよう報告を求め、内部で検討し最終的に了解という形をとっており、指摘事項は内容を公表している。軽微なものはさきに説明した数字よりも多くあるが、それらは記録し、次の監査の際に改めて確認している。数が非常にふえていることは事実であるが、年度でのばらつきや職員の異動によっても変わるため、一概に組織の弱体化とは言えないものの、数としてはふえていることから、その都度指摘だけでなく改善策も含めて監査に臨む考えである。

吉田英策委員

ミスが出る要因に個人の力量の問題や組織的なチェック体制が十分に機能していないこともあると思う。そのため、個人の実務能力を引き上げること、組織としてチェック体制を十分とることが必要である。管理職の研修も行っているが、不適正な実務を根絶するため、人事や出納等との部局横断的な取り組みが必要であり、取り組みの強化をすよう要望する。